

令和3年度 沼津駅南口路線バス運行案内デジタルサイネージ設置業務委託 公募仕様書

本仕様書は、令和3年度 沼津駅南口路線バス運行案内デジタルサイネージ設置業務委託（以下「本業務」という。）の契約候補者を選定するにあたり、業務内容として求める基本的事項を定めるものである。

1 業務委託名

令和3年度 沼津駅南口路線バス運行案内デジタルサイネージ設置業務委託

2 背景と目的

本業務は、持続可能な地域公共交通の確保・維持・改善を図るため、「沼津市地域公共交通網形成計画」（以下、公共交通計画）に位置付けた「わかりにくさ使いにくさ解消プロジェクト」の施策の一つとして、路線バスの運行情報を利用者に見やすくわかりやすくお知らせするためのデジタルサイネージを沼津駅南口に設置するものである。

デジタルサイネージの設置にあたっては、伊豆箱根バス(株)・(株)東海バス・富士急シティバス(株)（以下「バス事業者」という。）がそれぞれ保有するバス運行情報データについて、国土交通省が示す標準的なバス情報フォーマットによるデータ整備およびデジタルサイネージとのデータ連携・システム構築が必要と考えている。

本業務の履行にあたっては、路線バスの運行情報が見やすくわかりやすいデジタルサイネージを設置するとともに、バス事業者への路線バス運行情報データ整備およびデジタルサイネージとのデータ連携が必要であることから、専門的なノウハウやより良い提案を得るため、公募型プロポーザル方式を実施し、契約候補者を選定委員会により選定するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和4年1月31日（月）まで

4 業務内容

(1) 業務計画書の作成

業務の着手に先立ち、業務内容や工程、体制等をまとめた業務計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

(2) デジタルサイネージ及び周辺機器の調達

沼津駅を利用する市民や観光客に対して、路線バスの運行情報やバスのりばを見やすくわかりやすくお知らせするため、デジタルサイネージ及び周辺機器を調達する。

デジタルサイネージ及び周辺機器の調達にあたっては、委託者の承認を得ること。

(デジタルサイネージ及び周辺機器は提案事項とする)

(3) 既存バスのりば案内の撤去・処分

現在沼津駅南口改札前に設置してあるバスのりば案内 (W=1,800mm、L=900mm、H=390mm~1,000mm) の撤去・処分を行う。既存のバスのりば案内は別添1・2のとおり。撤去・処分にあたっては、関係する法令等に則り、事前に必要な手続きを行い、安全対策を十分に講じて作業を実施すること。作業前、作業後に委託者の確認を得ること。

(4) 電源工事等・デジタルサイネージ設置等 (基礎工事、必要となる配線等の設備や通信等に関する作業及び手配)

既存のバスのりば案内を撤去し空いたスペースに、デジタルサイネージを設置する。電源工事等・デジタルサイネージ設置等 (基礎工事や、必要となる配線等の設備や通信等に関する作業及び手配) にあたっては、関係する法令に則り、事前に必要な手続きを行い、安全対策を十分に講じて作業を実施すること。分電盤の位置は別添3のとおり。作業前、作業後に委託者の確認を得ること。電源工事等に伴う舗装工事にあたっては、仮復旧から本復旧までの自然転圧期間の期間を1ヶ月以上設け、常に良好な路面状態を保つように努め、その後速やかに本復旧を実施すること。

(5) コンテンツ作成 (GTFS データとの連携構築含む)

沼津駅の路線バス利用者が、タイムリーかつ正確に、わかりやすい情報を得られるよう、標準的なバス情報フォーマットに基づくバス事業者の運行情報をデジタルサイネージに表示するため、路線バスの情報と連携したコンテンツ作成 (GTFS データとの連携構築含む) を行う。(コンテンツ作成 (GTFS データとの連携構築含む) は提案事項とする。)

(6) デジタルサイネージ配信システムの構築

今後継続的に市およびバス事業者が一体となってデジタルサイネージを運営し活用していくために必要なデジタルサイネージ配信システムを構築する。その際、作業内容、データの安全性、ランニングコストの観点から、市およびバス事業者にとって、より良いデジタルサイネージ配信システムを構築すること。(デジタルサイネージ配信システムの構築は提案事項とする。)

(7) バス事業者への GTFS データ整備

バス事業者は、各社各様の方法で GTFS データ (静的) を整備している途中段階であるため、各社のデータについて整合を図り、デジタルサイネージのコンテンツ作成に必要な GTFS データの整備を行う。(バス事業者への GTFS データ整備は提案事項とする。)

(8) 運転及び最終調整

(1) ~ (6) の完了後、試験運転及び最終調整を行う。試験運転及び最終調整にあたっては、委託者およびバス事業者の確認を得ること。

- (9) 操作指導
市およびバス事業者に操作指導を行うこと。操作指導にあたっては、マニュアルに基づいて操作指導し、操作指導完了後、委託者およびバス事業者の確認を得ること。
- (10) 上記（１）～（９）については、令和３年１２月２８日（火）までに完了すること。ただし、電源工事等に伴う舗装工事は除く。
- (11) その他本業務に必要なこと。

5 業務要件

(1) 機器に関する要件

次の仕様を満たすデジタルサイネージ（筐体を含む）を納入するものとする。ただし、コンテンツの内容、表示方法、設置場所を考慮して、より最適な機能やサイズの提案がある場合は、委託者と協議できるものとする。なお、納入はすべて新品に限る。

筐体・ディスプレイ	設置台数は提案事項とする。
	画面サイズは提案事項とする。
	設置箇所の環境条件（気温、湿度、雨、雪）に耐えるものとする。
	陽光の条件に関係なく、視認性を担保すること。
	ディスプレイは沼津駅南口改札前から正面に見えるように設置し、ディスプレイの設置台数、向き（縦または横）は提案事項とする。
	画面の解像度は 1920×1080 ドット以上とする。
	転倒防止の対策を十分に講じるものとする。
耐熱性能	日照や設置場所の環境に影響を受けることなく、筐体内部の温度・湿度をディスプレイ及び制御機器等が全て正常に動作する環境に維持する仕組みを作ること。
防塵・防水性能	屋外に設置することから、防塵・防水性を確保し、雨、埃、赤外線等の影響による誤作動が生じないようにすること。
耐用年数	筐体、ディスプレイ及び制御機器等の耐用年数は５年以上とする。
筐体及び装置の強度	様々な衝撃に耐え得ることで、筐体及びその装置の機能が損なわれることがないよう十分な強度があること。
筐体のデザイン	シンプルな箱型とし、メンテナンス用の開口部は前開きとすること。 尚、塗装色等は市と協議の上、決定する。
ノートパソコン（本庁舎設置用）	(5) 本庁舎に設置する管理用ノートパソコンに関する要件によるものとする。

(2) コンテンツに関する要件

コンセプト	バス利用者に対して、バスの発車時刻が分かるコンテンツを配信すること。本事業の目的にふさわしいコンテンツを提案し、反映させること。
サイネージのアピール	バス時刻を表示しているサイネージであることを利用者に知らせるための工夫をすること。その方法は提案事項とする。
画面レイアウト	コンテンツをディスプレイに適切に配置し表示する。レイアウトは提案事項とする。なお、路線バスの運行案内については、沼津駅南口バスのりばの1番～9番のりばの路線バスについて提案すること。
コンテンツの作成	受託者側でコンテンツを作成する。
多言語対応	多言語対応については、日本語、英語の2言語対応以上とすること。
テロップ表示	市等からの情報を緊急的に配信可能なテロップスペースを設けること。その方法は提案事項とする。
バスのりば案内	バスのりば案内図を画面もしくは筐体に表示すること。その方法は提案事項とする。
コンテンツの内容	コンテンツはバス事業者から提供される GTFS データを活用し、サイネージ画面に運行情報を表示、更新ができること。その方法は提案事項とする。
コンテンツの更新	運用開始後の登録コンテンツの更新を考慮し、できるだけバス事業者や市の担当職員が更新できるものとする。その方法は提案事項とする。 尚、コンテンツ更新前にプレビュー画面などで内容を確認できること。
コンテンツの追加	運用開始後、デジタルサイネージで配信するコンテンツが追加される可能性があるため、その需要に対応できるものとする。その方法は提案事項とする。
データフォーマット	動画 (MPEG4、WMV)、静止画 (JPEG、BMP、GIF、PNG)、PowerPoint (PPT、PPTX、PPS、PPSX、PPSM)、HTML (HTML5 対応)、Web サイトの URL、PDF など、可能な限り多くのフォーマットによるコンテンツ作成に対応し、これらの登録、管理が可能なこと。

(3) システム・運用・管理等に関する要件

運用	駅利用者がある時間帯は稼働させるものとし、詳細は市と協議すること。 稼働時期の設定変更が可能なものとする。 デジタルサイネージにつなぐネットワークは原則有線とする。(LTE回線を使用する場合を含む)
運用管理体制	本システムの契約期間を通じた運用管理体制図を示すこと。また、通常時及び障害時の連絡体制を明示すること。
データ管理	障害が発生した場合は、データ回復が図れるように、定期的にデータのバックアップ作業が可能なものとする。
システム監視管理	デジタルサイネージの稼働監視が行えるものとし、障害確認時は速やかに連絡が可能なものとする。
保守管理	本業務委託の契約期間中、安定運用を図るため、必要に応じて保守などの対策も行うこと。 連絡体制を整え、市等からの問い合わせ等に対して迅速に対応するものとする。 操作マニュアルを作成し、市職員、各バス事業者に対する操作研修を実施すること。 受託者は設置機器の破損、障害及びそれらに伴う事故等が発生したときは迅速に対処するものとする。 セキュリティパッチの適用については、必要に応じて実施すること。特に緊急性の高いセキュリティについては、市と協議のうえ、迅速に適用すること。 屋外に設置することから、埃などによる機器の故障を防ぐため、必要に応じ清掃を行うこと。 コンテンツや動画が正常にディスプレイに表示されなかった場合等、障害対応のフロー図を明記すること。また、障害対応のマニュアルを定め、障害発生時には可及的速やかに問題解決を図ること。 デジタルサイネージ設置以降に必要な保守管理業務の内容、費用の詳細については提案事項とする。 機器の追加や変更が極力容易なシステム構造とし、今後のシステム拡張時には、最小の費用で対応できるような拡張性を確保すること。 機器、システム、サーバー等の構成については、将来性、拡張性、移植性を考慮し、5年以上の運用に対応できる仕様とすること。 ハードウェアは省スペース、省エネルギーを実現できるものとする。

(4) 設置に関する要件

基礎工事・配線工事	<p>デジタルサイネージの基礎工事は受託者が行う。</p> <p>電気や通信ケーブル等、必要となる配線工事及び通信事業者との契約は必要に応じて受託者が行う。その際、デジタルサイネージに掛かる電気料が個別請求となるようにすること。</p> <p>既設施設の構造及び復旧については、別紙図面1・2のとおり施工すること。</p> <p>工事の実施にあたっては、別紙仕様書及び特記仕様書に基づき施工すること。</p> <p>工事の施工にあたっては、交通誘導員を配置すること。</p>
その他	<p>設置方法等の変更が生じた場合は、市と受託者で協議のうえ、設置方法の変更や機器の増設を行うものとする。</p>

(5) 本庁舎に設置する管理用ノートパソコンに関する要件

- ・本要件の範囲は、端末の納入、設定作業（各種設定、動作確認）とする。
- ・納入する端末等は、品質・耐久性に十分留意し、選択すること。
- ・納入する端末等は、新品とすること。
- ・サプライチェーン・リスクに考慮した端末を選定すること。
- ・端末等の仕様を遵守し、履行する上で必要となるすべての諸費用を含めること。
- ・調達にあたっては、委託者と協議の上、決定することとする。

対象	仕様
OS	Windows 10 Home 64bit 導入時点で発表されている全てのアップデートを適応すること。
CPU	インテル Core i7-1165G7 同等以上
メモリ	16GB 同等以上
SSD	512GB 同等以上
ディスプレイ	14.0 型同等以上、解像度 1,920×1,080 同等以上
インターフェイス	HDMI×1、USB3.2 準拠×2 以上、マイク/ヘッドフォンジャック×1 を有すること。
Bluetooth	Bluetooth 搭載
カメラ	カメラ内臓
キーボード	日本語キーボード J I S 配列準拠
スピーカー	ステレオスピーカー内臓
マイク	マイク内臓
電源	AC アダプタ
バッテリー	リチウムイオンバッテリー
付属品	AC アダプタ、光学式マウス Bluetooth 接続
ワイヤレス LAN	対応 (IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax)
セキュリティソフト	必須
保証・その他	機器の保証期間は 1 年間とする。 メーカーにおいて、法人向け製品として製造・販売されていること。

(6) ソフトウェア要件一覧

- ・調達するソフトウェアは、原則日本語版であること。
- ・沼津市にソフトウェアライセンスの使用権があり、適法に使用できること。
- ・調達するソフトウェアは、原則最新バージョンであること。
- ・調達にあたっては、委託者と協議の上、決定することとする。

対象ソフトウェア
Microsoft Office Home and Business 2019
Adobe Acrobat Standard DC

動作必須ソフトウェア
Zoom Meetings
Microsoft Teams
Webex Meetings
Skype for Business

6 打合せ協議

本業務を円滑に遂行するため、節目など必要に応じて適宜、対面やWebによる打合せ協議を実施するものとする。

7 報告書作成

受託者は、本業務の完了を証する成果品として、業務の経過や検討結果をまとめた報告書等を以下のとおり委託者まで提出すること。

①業務報告書

A4版（ファイリングして提出） 2部

②上記に係る電子データ（CD-R等） 2部

※電子データはMicrosoft製Word又はExcelで編集可能な電子データに加え、PDF化した電子データを原則とし、作図などで他の形式データを用いる場合には、委託者の了解を得るものとする。

8 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に沼津市に対し書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、契約書の写しその他再委託先に対する管理方法等必要事項の承認を受けなければならない。

9 資料の貸与

沼津市は、業務の遂行上必要な資料で、沼津市が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務完了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、市の了解なく公表・使用はできないものとする。また、市から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。

- ① 平成31年度 沼津市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託
- ② 令和2年度 沼津市バス情報オープンデータ化講習会実施業務委託報告書
- ③ 令和2年度 沼津市路線バス時刻表出力フォーマット作成業務委託報告書

10 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、本業務で得られた資料及び成果を委託者の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。なお、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成12年条例条例38号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。
- (5) 受託者は、業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。
- (6) 作業過程において、疑義を生じた場合は、すみやかに委託者と協議し、その指示を受けなければならない。
- (7) 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合は、出典名を報告書に記載すること。